

10月から
開始

幼児教育・保育の無償化

園保育幼稚園室(TEL6384・1592FAX6384・2105)

10月から始まる幼児教育・保育の無償化の内容をお知らせします。無償化となるのは今年10月分以降の保育料・利用料です。

3～5歳児

3歳になった後の最初の4月1日(幼稚園・認定こども園(教育部分)は満3歳になった日)から小学校就学前までの幼児が対象。

公立・私立の認可保育所・認定こども園と市で保育料を決定している幼稚園

保育料が無償。申請不要。

園で保育料を決定している私立幼稚園

月2万5700円を上限に、支払った保育料相当額を給付します。事前に施設等利用給付認定(新1号認定か新2号認定)の申請が必要。新2号は保育の必要性の事由が必要。

幼稚園などの預かり保育

月450円×利用日数と、月1万1300円のいずれか少ない額を上限に、支払った預かり保育利用料相当額を給付します。事前に施設等利用給付認定(新2号認定)の申請が必要。保育の必要性の事由が必要。

市の基準を満たす認可外保育施設(ベビーシッター含む)、一時預かり・病児保育・ファミリーサポートセンター事業

月3万7000円を上限に、支払った利用料相当額を給付します。事前に施設等利用給付認定(新2号認定)の申請が必要。保育の必要性の事由が必要。幼稚園などの預かり保育と併用する場合は条件あり。認可保育所、認定こども園(保育部分)と併用する場合は対象外。

障がい児通所施設など

利用料が無償。申請不要。保育所・幼稚園・認定こども園などに通園する場合、両方の保育料(利用料)が無償。

0～2歳児

満3歳になった後の最初の3月31日までの市民税非課税世帯の乳幼児が対象。

公立・私立の認可保育所・認定こども園・地域型保育事業

市民税非課税世帯は保育料が無償(吹田市は従前どおり)。申請不要。

幼稚園などの預かり保育

日額450円×利用日数と、月1万6300円のいずれか少ない額を上限に、支払った預かり保育利用料相当額を給付します。事前に施設等利用給付認定(新3号認定)の申請が必要。市民税非課税世帯で保育の必要性の事由が必要。

市の基準を満たす認可外保育施設(ベビーシッター含む)、一時預かり・病児保育・ファミリーサポートセンター事業

月4万2000円を上限に、支払った利用料相当額を給付します。事前に施設等利用給付認定(新3号認定)の申請が必要。市民税非課税世帯で保育の必要性の事由が必要。幼稚園などの預かり保育と併用する場合は条件あり。認可保育所、認定こども園(保育部分)、地域型保育事業と併用する場合は対象外。

障がい児通所施設など

従前どおり市民税非課税世帯は無償。保育所・幼稚園・認定こども園などに通園する場合、両方の保育料(利用料)が無償。

その他の取り扱い

- ・3～5歳児の給食費は一部の園で保育料に含まれていましたが、10月以降はすべて実費徴収となり無償化の対象外です。
- ・上乗せ徴収費や入園料(幼稚園を除く)、保育所などの延長保育料、教材費なども無償化の対象外です。
- ・施設等利用給付認定の案内は各施設を通じて配布しています。吹田市外の幼稚園や認可外保育施設を利用して、案内を受け取っていない人は、保育幼稚園室に問い合わせてください。

